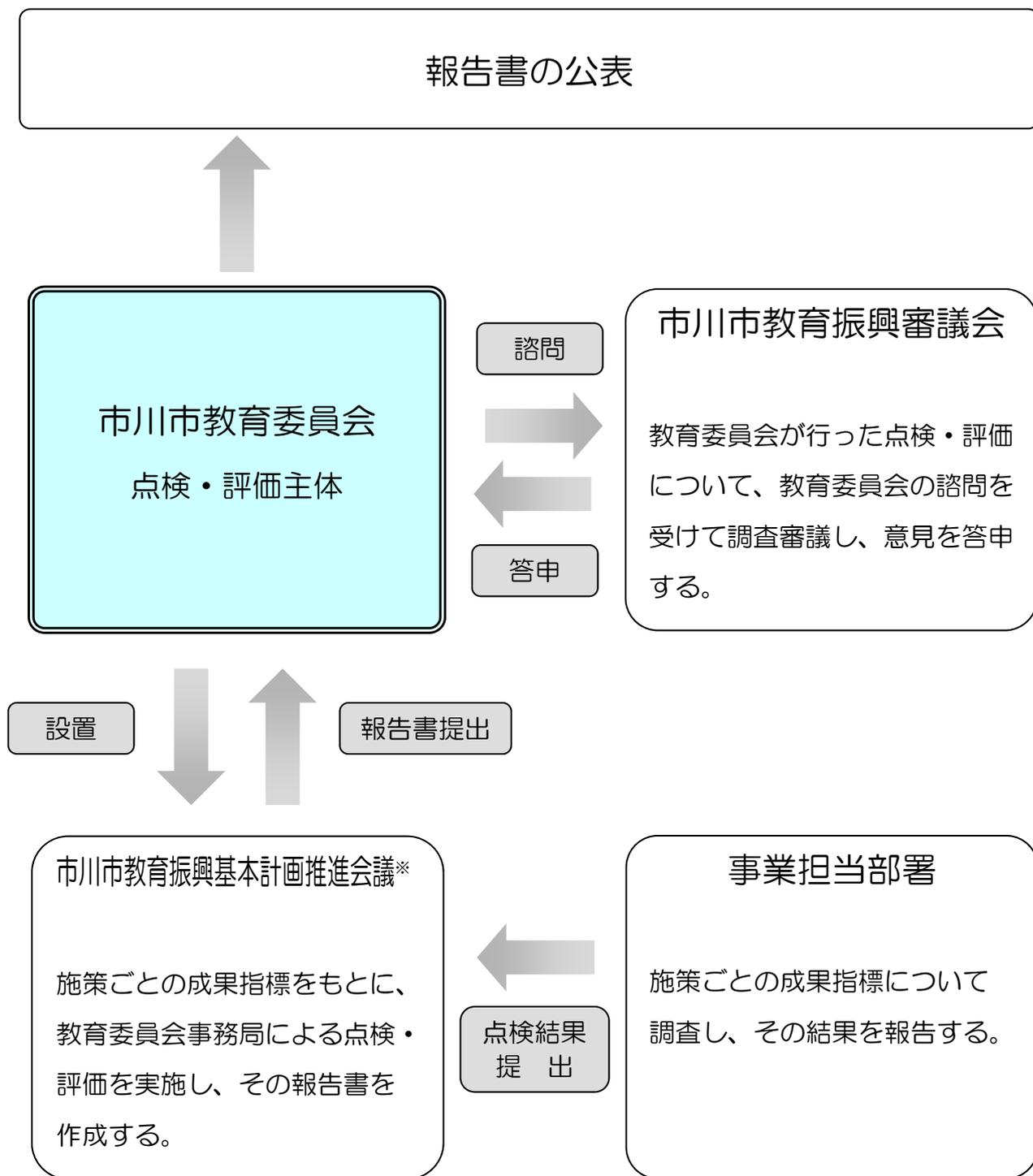


## 5 資料

### 1 点検・評価体制



※市川市教育振興基本計画推進会議…市川市教育振興基本計画の進行管理及び見直しを円滑に進めるために、教育委員会事務局内に設置された会議組織。教育次長を議長とし、教育委員会事務局各部の部長・次長・筆頭課長で組織する。

## 2 市川市教育振興審議会について

### (1) 設置根拠

#### 市川市教育振興審議会条例

##### (設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

##### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

##### (委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
- (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3～5（略）

第5条～第9条（略）

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2（略）

《中略》

#### 附 則（平成29年3月16日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## (2) 委員

| 選出区分   | 氏 名   | 職業等             |
|--|-------|-----------------|
| 学識経験のある者                                     | 天笠 茂  | 千葉大学特任教授        |
|  | 田中 孝一 | 川村学園女子大学教授      |
|  | 渡邊 智子 | 淑徳大学教授          |
|  | 広瀬 由紀 | 植草学園大学准教授       |
| 学校教育の関係者                                     | 黒木 政継 | 前市川市立第一中学校校長    |
|  | 池谷 佳子 | 市川市立新浜幼稚園園長     |
| 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者 | 晒科 里美 | 市川市立学校保護者       |
|  | 松本 浩和 | 市川市立学校保護者       |
| 地域における教育の向上に資する活動を行う者                        | 角谷 好枝 | 統括的な地域学校協働活動推進員 |
|  | 富家 薫  | 統括的な地域学校協働活動推進員 |

### 3 審議会への諮問及び答申

#### (1) 諮問書

市川第 20190423-0082 号

令和元年 5 月 13 日

市川市教育振興審議会

会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸 恵



平成 30 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況についての点検及び評価について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 26 条第 1 項の規定に基づく平成 30 年度の教育委員会の権限に属する  
事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等を行うに当たり、同条  
第 2 項の規定に基づき、教育委員会が実施した当該点検及び評価（別添諮問  
資料）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和元年 5 月 22 日

市川市教育委員会  
教育長 田中庸恵 様

市川市教育振興審議会  
会 長 天 笠 茂

平成 30 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

令和元年 5 月 13 日付け市川第 20190423 - 0082 号で市川市教育振興審議  
会に諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記  
のとおり答申いたします。

記

教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。

ただし、教育委員会の「点検・評価報告書」の記載に当たっては、市民へ  
の説明責任を果たし、本市教育の一層の推進を図るため、現状や成果指標で  
捉えた課題への取組を丁寧に記載することに留意されたい。

## 1 審議経過

当審議会は、令和元年5月13日、教育委員会から「平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条第1項の規定に基づく平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書（案）」の提示を受けたところであり、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26年1月策定）が示す施策を対象として、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書（案）」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

## 2 留意事項

### (1) 点検及び評価の結果に関する報告書の記載への配慮

教育委員会は、地教行法第26条第1項の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

これは、市民への説明責任を果たし、教育の一層の推進を図ることを目的としている。

したがって、公表することとなる教育委員会の「点検・評価報告書」の内容を市民に正確に伝えるため、特に以下に示す施策については、現状や成果指標で捉えた課題への取組を丁寧に記載するよう留意されたい。

施策1-1-3 道徳教育の充実

施策1-1-5 読書教育の推進

施策1-5-2 外国語教育・国際理解教育の推進

施策2-1-1 家庭教育の充実に向けた取り組みの推進

施策2-2-1 教職員の指導力の向上

施策2-2-2 学校間の連携の推進

施策2-2-3 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

施策3-2-1 特別支援教育の推進

施策3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実

3 今後の施策の推進に関する提言

(1) 施策全体を通して

効果的かつ着実に施策の実現を図るためには、成果や課題を的確に捉えて検証し、改善していくことが必要である。

このため、点検及び評価が、施策を支える取組の効果的な推進と展開につながるよう、以下の点について検討されたい。

- ① 子どもの意識の変容を経年で捉えたデータの活用や、施策の成果の質を捉える指標の設定など、指標の捉え方やより適切な指標について検討されたい。
- ② どのような取組が施策の成果に寄与したのか、その関係性を捉えるとともに、今後の展開につなげていくための具体策を示すよう、表示方を工夫されたい。
- ③ 現在は施策ごとの評価となっているが、相互に関連する施策があることから、施策間の関連性が分かるような記載の工夫を検討されたい。

以上

市川市教育振興審議会

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 会 長 | 天笠 | 茂  |
| 副会長 | 黒木 | 政継 |
| 委 員 | 田中 | 孝一 |
| 委 員 | 渡邊 | 智子 |
| 委 員 | 広瀬 | 由紀 |
| 委 員 | 池谷 | 佳子 |
| 委 員 | 晒科 | 里美 |
| 委 員 | 松本 | 浩和 |
| 委 員 | 角谷 | 好枝 |
| 委 員 | 富家 | 薫  |

## 4 点検・評価の経過

| 年 月 日    | 概 要   |
|----------|---|
| 平成31年3月  | 教育委員会事務局の事業担当部署が、施策の成果指標の調査を実施                      |
| 4月10日    | 市川市教育振興基本計画推進会議 <sup>※</sup> が、施策の点検・評価を実施          |
| 令和元年5月8日 | 教育委員会が、推進会議が作成した報告書をもとに、点検・評価を実施し、市川市教育振興審議会への諮問を決定 |
| 5月13日    | 同審議会が、教育委員会の諮問を受けて、調査審議を実施                          |
| 5月22日    | 同審議会が、教育委員会の点検・評価結果について、意見を答申                       |
| 6月6日     | 教育委員会が、同審議会の答申を踏まえ、最終的な点検・評価を実施                     |

※市川市教育振興基本計画推進会議…市川市教育振興基本計画の進行管理及び見直しを円滑に進めるために、教育委員会事務局内に設置された会議組織。教育次長を議長とし、教育委員会事務局各部の部長・次長・筆頭課長で組織する。